

岐阜市立女子短期大学教員人事委員会規程

制定 令和4年2月24日

改正 令和4年12月27日

令和7年11月26日

(趣旨)

第1条 この規定は、教授会規程第5条第1項に掲げる事項のうち教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第3条第5項に定める教員の採用及び昇任のための選考に係る審議及び決定に関する事務を処理するため、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条第1項及び教授会規程第6条に基づき設置する岐阜市立女子短期大学教員人事委員会（以下「人事委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 副学長
 - (2) 附属図書館長
 - (3) 教授すべて
 - (4) 学科長
- 2 委員会には、委員長を置き、副学長をもってあてる
 - 3 委員会には、委員長が指名する副委員長を置くことができる。
 - 4 委員長は、委員会を総理する。
 - 5 委員長に事故があるときは、副委員長若しくは副委員長が指名されていない場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(招集)

第3条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(会議の成立)

第4条 委員会は、4分の3以上の出席を必要とする。

(議事の決定)

第5条 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成によって決する。

(審議事項)

第6条 委員会は、教員の採用及び昇任に関する事項を審議する。

- 2 委員長は、必要に応じて教員の選考にあたり一部の委員で組織する教員選考委員会を設置する。
- 3 教員選考委員会の運用は別に定める。
- 4 学長は、委員会に出席し、本学の教員人事の方針を踏まえ、その選考に関する意見を委員会に対して述べることができる。

(報告)

第7条 委員会は審査結果について、遅延なく教授会に報告する。

(事務処理)

第8条 委員会の庶務は、事務局が行う。

(守秘義務)

第9条 委員は、選考の審議にあたり、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この規程は令和4年2月24日から施行する。

附 則

この規程は令和4年12月27日から施行する。

附 則

この規程は令和7年11月26日から施行する。